

最高裁判決を踏まえた 生活保護費の追加給付について

1. 概要

平成25年から実施された生活扶助基準の改定に関し、令和7年6月の最高裁判決において国の判断の過程及び手続に過誤、欠落があったと指摘され、同改定が違法と判断されました。この判決を踏まえ、国が新たな基準を設定し、当時の基準との差額分を追加給付する方針を決定したことから、うるま市においても対象となる世帯に対し、保護費の差額分を追加給付いたします。



2. 対象世帯

- 平成25年8月から平成30年9月までの間にうるま市で生活保護を受給したことがあるすべての世帯。
- 上記のほか、平成30年10月から令和8年3月までの間にうるま市で生活保護を受給したことがある世帯のうち、一定期間入院・入所されていた方、障がいのある方で加算が算定されていた方や、毎年12月に支給される期末一時扶助費が算定された世帯。

※現在、うるま市で生活保護を受給中の世帯については既に支給を完了しています。

追加給付の対象	追加給付の対象となる期間
・居宅の基準額(第1類、第2類)、母子加算(在宅者)	H25.8～H30.9
・入院患者日用品費、救護施設等の基準額、介護施設入所者、基本生活費、その他加算※、期末一時扶助、未成年者控除	H25.8～R8.3
・冬季加算(居宅、救護施設等)	H25.8～H27.9

・その他加算は、妊産婦加算、障害者加算(重度障害者加算、家族介護料、他人介護料を除く)、介護施設入所者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算(H25.10以降に限る)、母子加算(入院患者等)、冬季加算(入院・介護施設)を指します

3. 申し出手続及び支給時期

- 令和8年8月3日(月)より保護課窓口にて申出の受付を開始します。
 - 保護を受給していた当時の世帯主からの申出が必要です。
 - 当時の世帯主が死亡している場合は、当時保護を受給していた世帯員からの申出が必要です。
 - 亡くなられた方は給付の対象外となっています。
 - 必要に応じて戸籍謄本等の必要書類の提出を求める場合があります。
 - 給付額は申出をいただいたあと、世帯毎に個別に計算し、決定通知書でお知らせします。
- ※個人情報保護の観点から、電話での過去の保護受給歴については回答できません。

追加給付の制度全般に関するお問い合わせを、厚生労働省が設置する相談センターにて受け付けております。

最高裁判決を踏まえた踏まえた保護費の追加給付相談センター (厚生労働省委託事業)

相談センターでは、追加給付の内容等に関するお問い合わせに対応しています。
ご不明点等については、こちらの連絡先にお電話ください。



☎ 0120-179-445 フリーダイヤル
(通話無料)

受付時間/平日9:00～17:00

問 保護課 ☎979-6552